

## 目次

第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針	65
1. 明石市における歴史文化遺産に関する各種取り組みの概要	65
(1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり	65
(2) 調査	66
(3) 学校教育・生涯学習等	70
(4) 景観施策による文化財の保存	70
(5) 情報発信	71
(6) 文化財防災	71
2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題	73
(1) 人材育成に関する課題	73
(2) 保存に関する課題	73
(3) 活用に関する課題	75
(4) 体制づくりの課題	76
(5) 防災・防犯に関する課題	77
3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する目標と基本方針	78
(1) 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの目標	78
(2) 歴史文化遺産の保存・活用に係る基本方針	79
第5章 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの進め方	83
1. 計画の進捗管理と自己評価の方法	83
2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置	84
(1) 基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める	84
(2) 基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する	85
(3) 基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する	87
(4) 基本方針4 歴史文化遺産保存・活用のための体制を構築する	89
(5) 基本方針5 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりを進める	89



## 第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針

### 1. 明石市における歴史文化遺産に関する各種取り組みの概要

明石市は、昭和35年（1960）に明石市史上巻、昭和45年（1970）に明石市史下巻を刊行したが、刊行から50年以上経過したため、令和2年（2020）現在、市史編さんとの取り組みを進めている。また、平成7年（1995）からは埋蔵文化財年報を毎年発刊するなど、明石市の文化財に関する情報を発信している。

調査等については、兵庫県や市による発掘調査の他、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子等の刊行、ヘリテージマネージャー<sup>※1</sup>による概ね中学校区を対象とした歴史的建造物等に関する調査とその結果をとりまとめた冊子等の刊行など、地域住民や専門家による調査が活発に進められていることが特徴である。

また、文化財を景観資源として位置付けるなど景観施策との連携により、文化財の保存を進めている。

#### （1）「歴史のまち」としての観光まちづくり

明石観光協会では、明石を「食のまち」、「海峡のまち」、「歴史のまち」、「時のまち」と4つのテーマで観光情報を発信している。

「歴史のまち」の情報では、「歴史上の人物にも愛された明石のまち」をキーワードに明石城、宮本武蔵作庭と伝わる枯山水庭園のある円珠院や清盛供養塔のある戒光院を含む善楽寺、高山右近が築城した船上城跡、<sup>こげらお</sup>柿落としに夏目漱石が講演した中崎公会堂、源氏物語ゆかりの風景が残るとされる無量光寺と薦の細道を紹介している。

このほか、名所・史跡、寺院・神社などの歴史文化遺産や住吉神社能楽会、おしゃたか舟神事、市内の秋祭り等についてもウェブ上で紹介している。

また、歴史文化遺産の活用のため、茨木酒造や明石城櫓特別見学など個人・団体の観光客の受け入れを進める他、文化財関連グッズとして明石駅の観光案内所で明石城の写真絵ハガキや手ぬぐいなどを販売している。

また、明石城や関連寺院、市内の神社や寺院、建造物等を観光ボランティアによる案内を進めている。

このように、明石の歴史文化について、観光面からの情報発信が進められている。



「無量光寺と薦の細道」  
(明石観光協会HP)



観光ボランティアガイド  
(明石観光協会HP)

<sup>1</sup> 地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材

## (2) 調査

### ①発掘調査

発掘調査は、鴨谷池遺跡、赤根川・金ヶ崎窯跡、藤江別所遺跡、報恩寺跡、大蔵中町遺跡、明石城武家屋敷跡等で実施しており、それぞれ、調査報告書や埋蔵文化財年報にその成果をとりまとめている。

明石城下の調査は、山陽電鉄の連続立体工事に先行し、明石市教育委員会が仮線設置予定区の確認調査を実施したところ、江戸時代の遺構、遺物が発見され、絵図に記されている明石城下の武家屋敷跡の存在が考古学的に明らかにされた。

これを受け、兵庫県教育委員会が昭和 61 年度（1986）に全面調査を行った結果、道路跡、溝等当時の屋敷割を示す遺構が検出されるとともに、日用雑器類が出土し、数々の調査成果をあげた。

特に明治 19 年（1886）「兵庫県明石郡大明石村全図」に記された地番と現在の地番を比較検討し、「明石城下復元図」を作成したことが特筆される。この復元図に従い、以降は住宅等の建築に先立って発掘調査を実施している。令和 2 年度（2020）までに 200 件以上の調査を行い、道路や屋敷の区画する溝の検出から絵図に描かれた武家屋敷の位置が確認できたことなどをはじめ、竹管を使った上水道、屋敷内に埋められた胞衣壺えなつぼなどから当時の生活や風習が明らかになっている。

平成 2 年（1990）には山陽電鉄明石駅跡地の駅前広場の整備に先立って、明石市教育委員会が平成 3 年度と 4 年度の 2 カ年で事業対象地を調査した。出土した遺物は約 1,200 箱に及ぶが、これらの出土品は現在、明石市立文化博物館で保管している。

さらに、平成 7 年（1995）に発生した兵庫県南部地震の後、平成 8 年度（1996）から東仲ノ町地区再開発事業に伴う発掘調査を 4 年間 20 次にわたって実施した。

再開発事業が実施される東仲ノ町地区は、城内で中堀を挟んで取り囲むように東、南、西に配置された武家屋敷の東部中央にあたる。「東中ノ丁」の地名はその位置するところによる。江戸時代初めに計画された「長方形街区」と「短冊形地割」からなる武家屋敷の区画は、明石城築城から明治維新を迎えるまで大きく変わっていないことが発掘調査の結果から明らかになった。本調査で出土した遺物は、陶磁器、漆器、木製品、金属器などがあり、城下町形成期の遺物として貴重で、平成 29 年（2017）には、『発掘された明石の歴史展 明石の近世—明石城築城時の姿—』として冊子を刊行し、その成果を広く公表している。

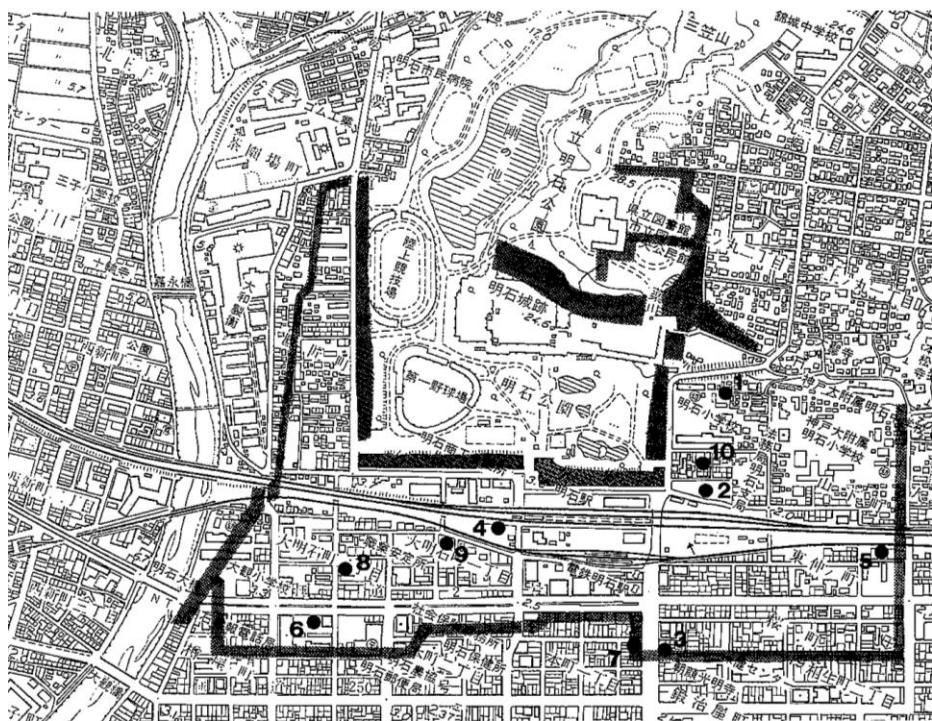


図4-1 明石城武家屋敷跡の主要調査地点  
(明石市教育委員会 明石城武家屋敷跡II第1分冊[本文編]2000.3)

表4-1 主要な明石城武家屋敷跡の調査概要

番号	調査場所	調査期間	面積	概要
1	山下町 807-1	1987.10~88.3	1,700 m <sup>2</sup>	『文久年間明石町之図』の大井・大村・藤井・間宮家にあたる。藤井家の玄関付近の礎石周辺から胞衣壺が出土。
2	山下町 11	1989.4~7	1,800 m <sup>2</sup>	『文久年間明石町之図』の講武所跡にあたる。屋敷境より竹管を用いた上下水道施設と井戸が検出。中堀に近い地点で水位を調整する井堰遺構が確認された。
3	桜町 1189-2 他	1991.2~4	300 m <sup>2</sup>	木村家と外堀跡を検出。楕円形の炉などから鍛冶工房跡であることがわかった。
4	大明石町 1 丁目 1284-1	1992.7~11	1,700 m <sup>2</sup>	西村・水野・山本・斎藤家にあたる。道幅は絵図の記述のとおり 7.2m であった。
5	東仲ノ町 980-1 他	1993.1~4	1,500 m <sup>2</sup>	宮崎・桜井・三好・間宮家にあたる。排水池を検出。
6	樽屋町 8-5	1993.4~7	540 m <sup>2</sup>	外堀北側の真砂家にあたる。近代生活面からの窯跡 3 基を検出。
7	本町 1 丁目 6-1 他	1995.7	72 m <sup>2</sup>	町家と接する外堀・全長 18m を検出。花崗岩の切石が 5 段積まれていた。
8	大明石町 2 丁目 31-3	1995.8~12	1,400 m <sup>2</sup>	寺岡家と柏谷家にあたる。柱穴を検出。この板塀跡の左右に溝が走り、井戸を備えた池が配置されることがわかった。
9	大明石町 1 丁目 4-1 他	1996.1~3	600 m <sup>2</sup>	松平家にあたる。自噴井と考えられる正方形の掘り込みが検出。
10	山下町 956-3	1996.8~10	970 m <sup>2</sup>	大藤家にあたる。溝の北側が屋敷、南側が畠地であったと考えられる。

## ②市史編さんに係る調査

明石市では市史編さんにあたって、自然部会、考古部会、古代部会、中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、地域部会に分かれて、調査研究を進めている。調査の成果は、市史研究紀要『明石の歴史』にまとめられ、平成 31 年（2019）3 月に第二号を発刊した。

平成 30 年度（2018）は、自然部会では現地調査により地域の地理的特徴を把握し、文献調査で地下水等の調査を進めた。考古部会では、長寿院内の明石藩主越前松平氏の墓石の実測、金ヶ崎遺跡の石器類と遺跡の現状について調査を進めている。古代部会では、東播・西摂地域に関する調査・研究の蓄積を進めている他、各時代別の部会では、史料収集、整理などを進めている。地域部会は明石の瓦産業の調査と大久保や二見の旧家に残る文書、西島水利組合文書の調査を行っている。

このように市史編さんに関わり、部会毎にテーマや視点を定めて、継続的な調査研究とその成果の公表を進めている。

## ③市と専門家、ボランティアが協働して実施した調査

明石市では市域の文化財をはじめとする遺跡や建造物などの歴史文化遺産を専門家やボランティア（「地域の歴史発見隊」、「ふるさと漫步」、「ふるさと探検隊 23」、「王子ふるさと会」）で構成された「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」によって、平成 23 年度（2011）から 3 カ年かけて調査を実施した。

平成 23 年度（2011）は明石川東岸から神戸市に至る明石城周辺地域を対象とし、平成 24 年度（2012）は明石川西岸地域と大久保地域を、平成 25 年度（2013）は魚住、二見地域を調査した。

調査の成果は「あかし文化遺産マップ」として発刊した。さらに、同マップを補完する目的でそれぞれの地域に所在する歴史文化遺産を「あかし文化遺産」として平成 27 年（2015）3 月に冊子を発刊した。

「あかしの文化遺産」では、遺跡、古墳、窯跡、城、建造物、近代の歴史遺産、文学遺跡・伝承、神社、寺院、供養塔・塚、地蔵、酒造場、道と道標、川と橋、港、新田開発の掘割、井戸と清水、ため池の 18 の類型に区分して、調査結果に基づき、各文化遺産の解説を記載しており、一般に公開している。

平成 27 年度（2015）から、明石民俗文化財調査団を立ち上げ、3 カ年の調査を実施した。

平成 27 年度は『明石の農村』を発刊した。

同冊子では、テーマとして地域に残る独特の祭礼や年中行事、水利絵図や古文書を通じた村の成立、農業技術のあり方や農村の生活実態を聞き取り調査によって把握し、記録化している。対象とした地区は、近世初頭に新田開発で村落を形成した鳥羽地区、松陰新田地区、清水新田地区の 3 地区である。



歴史文化に関する刊行物

平成 28 年度（2016）は、「明石の漁村」をテーマに地域に残る祭礼や年中行事、絵図や古文書を通じて漁村の成立や漁業技術のあり方、漁村の生活実態などを現地調査と聞き取り調査で把握した。対象とした地区は、漁村景観が色濃く残る林地区、二見地区の 2 地区である。

平成 29 年度（2017）は、「明石の宿場」をテーマとして、かつて宿場町であった大蔵谷地区、大久保地区、清水地区の 3 地区を対象として、それぞれの地域に現存する絵図や古文書の調査ならびに聞き取り調査を行った。3 カ年の調査は、毎年冊子としてまとめ、一般に公開している。

3 カ年の調査後、平成 30 年度（2018）は、「明石の瓦」をテーマとして、かつて隆盛を誇った明石の瓦産業の諸相を明らかにするため、瓦産業の基盤となる自然環境、瓦生産が盛んであった大蔵谷、谷八木、八木、江井島の 4 地区を対象に瓦産業の変遷や諸相を調査・整理した。その結果は、「明石の瓦」と命名した冊子にとりまとめ一般に公開している。

平成 25 年度（2013）には、「明石の布団太鼓プロジェクト」と名した組織を立ち上げ、地域に受け継がれてきた祭り文化の素晴らしさを後世に受け継ぐため、布団太鼓や獅子舞を中心として、運用状況の記録、地域の秋祭り調査アンケートなどの調査、祭りの撮影による記録保存を実施し、資料集として「明石の布団太鼓」と名付けた冊子を刊行している。

また、「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」で、現地の写真撮影を担当した市民が「明石を好きになる写真集」を平成 30 年（2018）7 月に刊行するなど、市民による明石市の歴史文化に関する魅力の普及への貢献活動も展開している。

#### ④地域における把握調査

明石市では地域資源を見直し、再発見することで先人たちの足跡を辿り、思いを引き継ぐことを目的として、市内各地域で調査を実施している。

魚住地区では、「うおづみん・ふるさと創生プロジェクト」を立ち上げ、市民と生徒・学生がゆるやかに絆を深めながら活動した「うおづみ学講座」の 3 年間の成果を「なきすみ物語」と命名して、平成 25 年（2013）2 月に冊子を刊行している。

冊子では、魚住の自然と地形、原始から昭和までの時代の歴史の概況、そして地域の文化財を紹介している。

江井ヶ島地区では、「江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会」、「江井島まちづくり協議会」が中心になって、「江井島小学校校区」の史跡、寺社、公共機関、文教、人物、生活文化、産業、交通機関、病院などを対象に、地域の歴史と現在の姿を記述し、「えいがしま歴史まちあるき」冊子を平成 30 年（2018）3 月 31 日に刊行している。



「えいがしま歴史  
街まちあるき」冊子  
(江井島まちづくり協議会)

## ⑤ヘリテージマネージャーによる把握調査

ヘリテージマネージャーで組織されている「ヘリテージ明石」は、平成 25 年（2013）より、概ね中学校区を対象として、西国街道沿いの地域を中心として、各地域の歴史的風景を調査している。

調査は明石工業高等専門学校、神戸学院大学人文学部、「ひょうごヘリテージ機構 H<sup>2</sup>O 東播」が協力している。調査の成果は、26 頁で B5 サイズの小冊子に整理して、毎年発刊している。小冊子はハンディサイズのもので、手に持つてまちの歴史的風景を見つけるために出かけることを目的として作成されている。

平成 25 年度（2013）から江井島、大蔵、魚住、二見、城下、人丸、船上・林の 7 地区を調査して、冊子を刊行しており、今後も継続して地区別調査ならびに小冊子の刊行を予定している。



ヘリテージ明石作成の冊子

## （3）学校教育・生涯学習等

明石市内の小中学校では、教科や総合的な学習の時間、特別活動において、明石市の指定・登録文化財を活用した学習を 28 小学校のうち 16 校、13 中学校のうち 3 校が取り組んでいる。小学校では、4 年の理科で天文科学館でプラネタリウムの鑑賞、3 年社会で織田家長屋門の見学など、社会科授業での活用が中心になっている。中学校では社会の歴史学習や地理学習の場面で高丘古窯跡群を見学したり、日本標準時子午線関係資料の見学を行っている。

一方、生涯学習では、各地域のコミュニティセンターの高齢者大学において地域の歴史文化に関する講座が開催されている。また、明石市立高齢者大学校あかねが丘学園においては地域資源の再発見・伝承・保存活動を学ぶ専攻コースが設定され、修業年限 3 年間で、60 歳以上の市民がふるさと創造に取り組んでいる。

## （4）景観施策による文化財の保存

明石市では、指定・登録文化財を景観資源として、景観施策でも位置付けているものがある。

まず、「わがまちあかし景観 50 選」の中でも多くの人に指示され最も明石らしいと思われる景観を「わがまちあかし十景」としている。十景のなかには大蔵海岸、中崎のベランダ海岸、林崎～松江海岸、江井ヶ島海岸と周辺、二見港と周辺、住吉公園など海を臨む景観が 6 箇所に及ぶ他、魚の棚や天文科学館など市を代表する名所も含まれている。このなかで、明石公園が国指定史跡、織田家長屋門が市指定文化財に指定され、天文科学館が国登録文化財に登録されている。また、兵庫県の景観形成重要建造物として、県登録文化財の茨木酒造、国登録文化財岩佐家住宅の 2 件があげられ、明石市景観形成重要建築物として国登録文化財の中崎公会堂がある。さらに第 3 回都市景観賞に国登録文化財の中崎遊園地ラヂオ塔が選定されている。

このように、明石市の指定等文化財が景観施策としても位置付けられている。

## (5) 情報発信

### ①「あかし文化遺産」等の情報発信

明石市立図書館では、「あかし郷土の記憶デジタル版」として、地域資料をデジタル化した上で公開している。公開しているのは、「あかし文化遺産」、「明石の農村」、「明石の漁村」、「明石の宿場」の4種類の冊子ならびに「あかし文化遺産マップ」を画像で閲覧することが可能となっている。このように明石市では、歴史文化遺産の積極的な情報発信を進めている。

### ②シンポジウム等の開催

明石市では、令和元年（2019）が明石市制100周年に当たることから、各種シンポジウム等が開催された。

令和元年5月2日は、「あかし伝統夢まつり実行委員会」の主催で150年ぶりに布団太鼓が明石城跡の明石公園に集結した。

令和元年9月には、「歴史から探る明石の魅力」と題して、市史編さん委員が最新の研究成果を紹介するとともに、これから明石の姿についてパネルディスカッションを実施した。令和元年10月には明石市立文化博物館で開催した「城と明石の400年」の展覧会関連イベントとして「明石城を探る」シンポジウムを実施した。また、明石市立文化博物館では、令和元年11月に企画展「発掘された明石の至宝」関連イベントとして、明石の古墳時代、明石の古代についての講演会が開催された。

このように、明石市では、歴史文化に関するシンポジウム等の開催により、歴史文化に関する情報発信を継続している。



「歴史から探る明石の魅力」  
シンポジウムの様子

## (6) 文化財防災

昭和24年（1949）1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開している。

明石市においても、毎年、明石市都市景観形成重要建築物も併せて「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。



文化財防災・防犯パトロールの様子（令和2年）

「文化財防火デー」の取り組みとしては、平成 31 年 1 月 25 日（金）午前 10 時から午前 10 時 30 分まで、明石公園及び明石城翼櫓周辺で、兵庫県園芸・公園協会、明石市消防局・消防署、明石市消防団など約 45 名が参加して、防火訓練を実施した。

訓練では、明石公園翼櫓付近において、何者かが投げ捨てた、たばこの火が風にあおられて付近の枯草に着火、立木などに延焼拡大し、貴重な文化財である翼櫓に延焼しようとしているとの想定のもと、訓練を実施した。



文化財防火デーの訓練の様子（平成 31 年）  
(明石市消防署 H P)

## 2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

明石市では、文化財に関する学術調査や埋蔵文化財の発掘調査、市民との協働による文化遺産把握調査、冊子の刊行など調査結果の幅広い情報発信、学校教育や生涯教育分野、景観まちづくり分野の取り組み、観光分野の取り組み、文化財防災など、文化財の保存・活用に関して、多様な事業を活発に継続してきた。

しかし、明石市の歴史文化に関する関連部局の取り組みの現状把握、各種活動団体等との意見交換などを通じて、下記に示すように、人材育成に関する課題、保存に関する課題のうち、調査に関する課題、保存事業等に関する課題、活用に関する課題、体制づくりに関する課題、防災・防犯に関する課題などが抽出された。

### (1) 人材育成に関する課題

- ・明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の地域資源に関わる専攻コース修了者からは多くの地域人材が輩出されており、引き続き同学園などの生涯学習機会の充実が求められる。
- ・学校教育における文化財活用を通じた人材育成を進めることが「教育のまち・明石」の特色を活かした取り組みとなるが、現在、文化財を活用した学校教育における取り組みは、市内の小中学校の半数程度にとどまっている。しかし、教科以外の歴史文化学習、文化財に関する校外学習などは教育現場への負担が大きいこともあり、歴史文化コーディネーターの確保などが必要とされている。
- ・歴史文化遺産に熟知した地域人材による学校への出前事業の実施など、教育と生涯学習、地域学習の連携を推進することが急務である。
- ・学校教育における歴史文化学習を推進することが喫緊の課題であるため、歴史文化遺産に関する地域教材及び「歴史文化遺産の説明入りマップ」の開発や蓄積、指導者である学校教員を対象とした歴史文化遺産に関する研修会の開催が必要である。

### (2) 保存に関する課題

#### ①調査に関する課題

- ・これまで数多くの遺跡や明石城下の武家屋敷跡の発掘調査が年間200回以上に亘って実施され、貴重な遺跡・遺物が発見されている。今後も継続して、調査を進めることによって、明石市の古代遺跡から城下町までの歴史的価値やその魅力の解明を進めることが必要である。
- ・現行の明石市史は昭和35年（1960）刊行以来、約60年が経過し、平成23年（2011）に明石市史編さん委員会が発足して以来、鋭意、市史編さんが進められているが、早期の市史刊行が求められている。
- ・生活文化の一つである講や地蔵盆などの祭り、しめ縄づくりなど地域の生活文化に関する調査は、これまでに一部の地域では行政の支援のもと市民や各種団体による調査が進められてきたが、調査が実施されていない地域もみられる。さらに、今はその価値が顕在化している

い「モノ」<sup>2</sup>や食文化や日々の暮らしの行事などの「コト」<sup>3</sup>を次世代に継承するためには記録保存が必要とされるが、戦前の生活文化を知る人材も少なくなっている。このため、早期に地域の「モノ」や「コト」に関する歴史文化遺産について聞き取り調査等を実施することが重要である。

- ・明石の生業のひとつである酒造家の建築物、酒造りに密接に関係する共同井戸である「どっこんしょ」については市域全体でその全容が把握されていないため、継続的な調査が必要である。
- ・市内には多くの近代和風住宅や近代化遺産が残されているがその全容は把握されていない。さらに、建設後50年経過した文化アパートや上ノ丸の住宅、神戸大学附属明石小学校など近代の建築物も貴重な歴史文化遺産であり、テーマ別の悉皆調査を継続的に実施することが必要である。
- ・旧街道をはじめ、市内の漁港集落や大蔵谷、大久保、清水などの西国街道沿いには街路や町割りが現在も継承されており、明石のまちの歴史を示すこれらの町並み調査が必要とされる。
- ・地域に残る文字史料が蔵などに収蔵されているが、その存在が明らかになる前に散逸することが懸念され、史料調査が必要である。
- ・歴史文化遺産に関する調査結果は、指定、未指定を問わず、明石の歴史文化を伝える遺産の価値を正確に伝える資料となるため、歴史文化遺産のデータベースの作成が重要である。

## ②保存事業に関する課題（建造物・史跡等）

- ・明石の歴史文化を代表する指定等文化財の保全方策ならびに指定等文化財周辺や未指定の歴史文化遺産の保全方策の拡充が求められている。
- ・国指定史跡である明石城跡は県立明石公園に含まれるが、戦後、昭和20年代に整備された野球場や陸上競技場、競輪場（現 球技場/自転車競技場）等の区域は史跡指定区域外となっており、発掘調査等史跡の価値の把握が困難である。また、大手門の復元についての検討がなされているが、進捗していない。
- ・旧波門崎燈籠堂は、国登録文化財であるが、損傷が著しく、また、周辺環境は釣り人の駐車場化している。このため、文化財の周辺環境整備と併せて、保存の措置が必要とされる。
- ・船上城跡は本丸跡と推定される高台が残されているのみで周辺近くまで宅地開発が進展している他、見学ルートが個人所有地であるため、自由な見学が困難である。このため、明石の中世から近世の歴史を物語る船上城跡の保存と環境整備が必要とされる。
- ・鍛冶屋町周辺は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されている。放置することによって毀損が憂慮されるため、適切な保存の措置が必要である。
- ・近代の建築としての大久保町の安藤家はランドマークとなる洋館の建築物であり、所有者の同意を得ることができれば保存の処置が必要である。この洋館の設計は中崎公会堂と同様、大正の初期に東大寺大仏殿の修繕にも携わった経験のある加護谷祐太郎であり、明石市の近

<sup>2</sup> 歴史文化遺産のうち、建造物や絵画・彫刻等有形の遺産を指す

<sup>3</sup> 歴史文化遺産のうち、祭礼や行事などの無形の遺産を指す

代建築を代表する建築物として保存を図る必要がある。

- ・八木地域の煙突はかつて明石瓦が生産されていた歴史文化を象徴する建造物であり、こうした建造物を地域の生業を説明する資源として、適切に保存する必要がある。
- ・地域の路傍に残されている五輪塔や石塔などは、各地域の生活の場に身近な歴史文化遺産として地域の歴史を物語る文化財である。これらの身近な歴史文化遺産を保護し、滅失を止める地道な取り組みが必要である。
- ・明石の代表的な漁村である林崎地域には漁師の暮らしを留める建築物も少数であるが残されており、早期に調査を実施の上、価値ある建築物の保存のための適切な措置が必要である。
- ・都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）ならびに歴史的建造物については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わない機能面などから、所有者にとって維持保全が厳しい状況にある。また重建は、外観に係る改修費の助成制度があるが、網羅しきれていない。所有者の負担を極力軽減することや新たな財源を確保することが必要である。
- ・無住の神社や所有者不明の建築物等が増加し、当該建造物等の保存・管理が十分行き届かない事態となっている。

### ③保存事業に関する課題（祭礼・年中行事・食文化等）

- ・刺繡や工芸品も含めて布団太鼓は住民の力の結晶、街の宝といえる。その保全のためには、市民が布団太鼓の価値を理解することが不可欠である。価値の理解の増進、市民が布団太鼓に触れることを可能とするため、期間を限って公民館で公開することや、布団太鼓の公開に関する広報などが重要である。
- ・地蔵盆など地域の祭りの後継者不足や維持・修理費用の確保が課題になっている。このため、後継者不足を解消するための仕組みの検討、道具類などの維持・修理費用の確保の手立てについての検討が必要である。
- ・「明石市教育基本方針（平成 29 年 3 月）」では、「食文化の継承」を目標として家庭の味や郷土料理、季節の行事食の継承のため、食文化の世代間交流を進めるとしており、より一層の拡充が必要である。

## （3）活用に関する課題

### ①観光面・情報発信面の課題

- ・歴史文化遺産の活用による観光事業、交流事業については歴史文化遺産の魅力の活用や発信の取り組みが限定的であり、国際交流、地域間交流、広域交流が進んでいない。また、歴史文化遺産の魅力を十分に発信できていない。
- ・明石城跡は、明石市の歴史文化観光の拠点でもあるため、そのガイダンス機能の拡充などの推進が重要である。
- ・歴史文化遺産は市内に点在しており、その魅力が十分に活用されていない。
- ・明石城跡と明石港など丘陵部と海岸部を結ぶ南北軸が明示されていないため、市内の歴史文化観光の周遊が限定的である。また、明石港周辺には旧波門崎燈籠堂をはじめかつての景観をしのぶ魅力ある文化的資源が多くあり、内外に発信していくことが必要である。

- ・明石市の文化遺産を巡る歴史観光が増えているが、当該文化遺産周辺に大型バスや乗用車の駐車スペースが少ない。周辺地域の住環境の保全のためにも、駐車場整備や公共交通の利用促進の誘導、自転車利用の促進など、文化財を活用した観光施策の取り組みの推進が求められる。

## ②歴史文化遺産のまちづくりへの活用の課題

- ・明石の歴史文化遺産を総合的に情報発信すると共に、来訪者がその価値などを学ぶために明石市立文化博物館における常設展示の拡充が必要とされる。また、明石の歴史文化の活用に向けて、市内で特別展示に対応できる施設が少ない。
- ・建築物の活用にはそのものの価値を「みせる工夫」として、価値の説明が重要な手段となる。例えば、明石城の2段目の石垣から茶の湯に使う清水、城下町に残る外堀跡の道など、市民に周知していく取り組みが必要である。また、社寺などの歴史文化遺産はその存在を発信するため、解説板の設置を進めることなどの取り組みが重要である。その場合、文化財や歴史文化遺産の現場でその価値や魅力を来訪者が把握できるため、QRコード等の先端技術を活用した仕掛けの充実が求められる。
- ・市民が各地域の歴史文化遺産に触れる機会としてのシンポジウム、歴史まち歩きなどの取り組みを継続して進めていくことで、地域に対する愛着を醸成することが必要である。
- ・武家屋敷の遺構を残す織田家には貴重な史料が保管されているが、史料調査の上、建物とともに展示・公開等の活用が求められる。
- ・明石の産業に関わる歴史的建築物は残存しているものの数が少なく、これをそれぞれの業種を代表するものとして保存して活用することが望まれる。今後は、長屋門付き農家、瓦工場のレンガ煙突、大蔵町の千尋窯（登り窯）などを明石市の歴史文化を発信する施設として活用していくことが必要である。
- ・「重建」をはじめとした伝統的建造物等は地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開活用が望まれるが個人所有であるため、活用には至らないものも見られ、適切な活用方法について検討が必要である。
- ・歴史文化の活用を担う主体が、文化財所有者や管理者が主体となっているが、まちづくり分野、産業分野、福祉分野など多様な分野による活用の取り組みを推進することが求められる。

## （4）体制づくりの課題

- ・これまでの歴史文化に関する各種取り組みの蓄積を行政、市民、専門家等が連携して展開するための体制づくりが進んでいない。
- ・歴史文化の価値や魅力を発信する役割を担うボランティアガイドは明石の歴史文化の保存と活用に大きく貢献しているが、こうした人材の功績を顕彰するための独自の制度が確立していない。
- ・明石市都市景観形成基本計画では、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建築物の活用、③歴史的雰囲気を大切にした住環境の保全を基本方針として挙げているが、その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となり、現状においては、基本方針に基づ

く積極的な施策の展開が図れていない。これらの課題を解決するため、行政における相談窓口の設置など保存活用を推進するための体制づくりについて検討が必要である。

#### (5) 防災・防犯に関する課題

- ・明石市地域防災計画は平成 31 年度（2019）に修正されているが、文化財の被災に対する条項が盛り込まれていないため、今後、閣議決定された第 3 次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に沿って※、防災対策に対する基本的な考え方を盛り込み、大規模災害への対応を図ることが求められる。
- ・防災に関する取り組みは文化財パトロールが年に 1 回開催されているが、指定文化財も含めた歴史文化遺産の防災を推進するため、行政、文化財所有者、市民等の連携による取り組みの推進が課題となる。
- ・防犯に関する取り組みは、指定文化財、未指定の歴史文化遺産も共に、文化財所有者が担っているが、無住の神社の石造物など、地域における歴史文化遺産の防犯の取り組みの推進が必要とされる。

※平成 23 年（2011）2 月に第 3 次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定された。同方針のなかでは、「文化財等の保存及び活用普及」について、①文化財の公開・活用の積極的な推進、②建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用、③近代をはじめとした文化財の登録などの文化財保護の視野の拡大、④有形の文化財についての日常的な維持管理・適時適切な修理、防火・耐震・防犯の計画的かつ継続的な実施、⑤無形の文化財の継承を図るための支援等の項目が掲げられている。また、くらしの文化の重要性や博物館の新たな機能への着目などが盛り込まれた。その後、平成 27 年（2015）に第 4 次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定、文化芸術基本法が平成 29 年法律第 73 号として交付、施行、さらに平成 31 年（2019）4 月に改正文化財保護法が施行され、市町村では文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）を作成し、これを国が認定する制度が構築された。

### 3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する目標と基本方針

#### (1) 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの目標

明石市は、海や海峡に育まれた風土、なだらかに続く丘陵などの地勢を基盤として、古代から近代まで連綿と続く街や地域の佇まい、人々の営みの有り様が歴史文化の特徴をなしている。

歴史文化は、明石の都市の個性を形づくり、市民の絶え間ない努力で守り、育ててきたことから、市民の誇りや愛着につながるものとなっている。また、歴史文化遺産の保存・活用を進めることで市や地域の活性化資源としての役割も期待されている。

しかし、これまで伝えられてきた歴史文化も、担い手の減少、歴史文化遺産の散逸や滅失、修理・修復のための財源不足、歴史文化遺産の価値の浸透が不十分であることなどから、その継承が困難になってきている。

こうした現状を鑑み、これからも明石市の歴史文化を守り、育て、次世代に引き継ぐため、本計画の目標を「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次明石市長期総合計画)」の目標とも連携させ、「歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く地域づくり」と設定し、この目標を実現するための方針を5点とする。

#### (仮称)あかしSDGs推進計画(第6次明石市長期総合計画)の目標

#### SDGs未来安心都市・明石

~いつまでも すべてのひとに やさしい まちづくり~

#### 明石市文化財保存活用地域計画の目標

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く地域づくり

即応

#### 5つの基本方針により目標を実現

##### 基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める

##### 基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

方針2-1  
歴史文化遺産に係る各種調査  
を計画的に進める

方針2-2  
多様な歴史文化遺産保存事業  
を拡充する

##### 基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

方針3-1  
歴史文化観光に関わる多様な  
取り組みを展開する

方針3-2  
市民等と協働して歴史文化遺産  
が核となるまちづくりを進める

##### 基本方針4 歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する

##### 基本方針5 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みをつくりだす

## (2) 歴史文化遺産の保存・活用に係る基本方針

### ①歴史文化遺産の保存・活用を担う人づくりを進める

「教育のまち」明石市では、学校教育において文化財を活用した取り組みが進められているが、その取り組みは市内の小中学校の半数程度にとどまる。また、市内の小中学校では、地域住民が子どもたちに歴史文化に関わる様々な体験授業の教え手として活躍している。

このため、生涯学習機会の充実、学校における歴史文化遺産学習のコーディネーターの育成、学校への地域人材派遣による出前授業の実施、学校教育における教材開発・指導者の研修会開催など人づくりに関わる取り組みを充実させる。

### ②歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

#### ②-1 歴史文化遺産に関する調査を計画的に進める

明石市の歴史文化遺産に関する調査は、これまでの取り組みを振り返っても、行政による指定文化財等に関わる調査や市史編さん作業以外に、専門家やボランティア、ヘリテージマネージャーや校区まちづくり組織等が協働して歴史文化遺産の把握調査を進め、その調査結果を小冊子にまとめて広く提供するなど、市民等が主要な役割を担ってきたことが特筆される。

今後も継続して、遺跡や窯跡、明石城武家屋敷跡などの発掘調査、指定等文化財の学術調査等を進めると共に、市史編さん作業を拡充する。

一方、地蔵盆などの生活文化に関わる調査や、生業に関わる調査、近代に発展した明石市の近代化遺産、近代和風建築や洋風建築、学校建築などの調査は、いまだ十分には進んでいない。

このため、市民の生活に身近な歴史文化遺産、生業、近代化遺産、建造物や、町並みに関する調査をテーマ別に設定して、本地域計画の計画年度内に着実に進めるものとする。

加えて、調査の結果は、明石の歴史文化を伝える基礎となる明石歴史文化遺産データベースを作成すると共に、同データベースを定期的に更新する。

#### ②-2 歴史文化遺産の保存事業を拡充する

明石市の未指定文化財はその価値を十分に把握した上で指定等の拡大などを進めていく。また、有形の歴史文化遺産のうち、国指定史跡である明石城跡では指定区域に隣接して運動施設が立地していることから、史跡の全容解明等が進んでいない。また、周辺環境が未整備であるため、旧波門崎燈籠堂や船上城跡など市民が鑑賞することが困難な登録文化財や歴史文化遺産もある。さらに、歴史文化遺産のうち、明石市のある時代を画する城下町の商家や近代洋館である安藤家住宅、明石瓦を焼いた歴史を語る煙突、路傍に残る五輪塔など歴史文化遺産が滅失の危機にあるものもみられる。

このため、歴史文化遺産の指定の拡充、指定文化財周辺の環境整備および未指定文化財の保存のための法的措置を拡充する。

また、明石の代表的な漁港集落には、漁師の暮らしを留める建築物が残されており、その保存のための措置を進める。

無形の歴史文化遺産のうち、布団太鼓は明石市の町衆の心意気を示す貴重な資産であり、その装飾はそれぞれの地域の特色を示している。しかし、担い手不足から布団太鼓が保管された

まま、地域住民の目に触れることがない地域もみられる。このほか、祭礼や年中行事に関する山車や道具類等の修理・修復に対する財源確保も課題となっている。

このため、地域の特色を表す布団太鼓等の公開の場の設定、山車や道具類等の修理・修復に関する支援などの保存事業を拡充する。

さらに、明石市は、神社の祭礼、とんどなどの年中行事、タコや鯛などの明石海峡に面する都市としての独特の食文化が今も伝わっているが、これらの生活に関わる文化を知る人が次第に少なくなっている。このため、明石独特の食文化等の継承のために、食文化の積極的な情報発信や食に関わる人材育成などの支援制度を拡充する。

### ③歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

#### ③-1 歴史文化観光に関する多様な取り組みを展開する

明石では、観光を「食」、「海峡」、「歴史」、「時」の4つのテーマで観光情報発信を続けている。この4つのテーマはいずれも本地域計画のテーマに関連しており、観光関連部局と連携して、今後も継続して、情報発信を進めると共に、明石の歴史文化に関するコンテンツを拡充する。

また、当該遺産のより詳しい情報発信が求められているだけでなく、現場でその魅力や価値を体感できる機能が求められている。

このため、国際交流、地域間交流、広域交流を推進することによって歴史文化遺産の魅力を発信する。

また、指定等文化財にあっては、明石の観光拠点であり、明石の歴史文化を代表する明石城跡周辺の歴史文化遺産に関するガイダンス機能を拡充する。

さらに、これまでの取り組みを継続すると共に、歴史文化遺産のネットワーク化により市内の歴史文化周遊観光の推進に向けた取り組みを拡充する。

また、近年、歴史文化観光が増えているものの、歴史文化遺産周辺の道路幅員が狭く、駐車スペースが少ないことなどの課題がみられるため、歴史文化遺産周辺の環境整備や自転車利用の促進などの取り組みを拡充する。

#### ③-2 市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

明石市における歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進するため、発掘された貴重な歴史文化遺産の展示の場の確保、魅力や価値を説明するための文化財説明板の整備、遺産の鑑賞者が魅力をより一層理解できるような先端技術の採用など、幅広く遺産の魅力発信のための拠点整備や必要な環境整備を拡充する。

明石市の各地区には、城下町としての外堀跡や産業に関わるレンガ煙突などの歴史的建造物および農業用ため池など、歴史文化遺産が地域の特色を構成している。しかし、残された歴史文化遺産の価値が十分に浸透していない場合もあり、滅失してしまうことも危惧される。

このため、地域の文化遺産の周知のためのマップ作成や説明版の設置、シンポジウムや講演会の開催、歴史まち歩きの実施など、地域の歴史文化遺産である伝統的建造物の公開・活用など、多様な分野との連携によるまちづくりにおける遺産の活用方策を拡充する。

#### **④歴史文化遺産の保存・活用のための体制を構築する**

明石の歴史文化遺産は行政、市民、専門家等がそれぞれ保存や活用に向けた取り組みを進めてきたが、府内各部局の横断的な場の設置や、歴史文化に関わり各主体が協議できる場は設置されていない。

このため、行政、市民、専門家等が連携した歴史文化の保存活用に向けた「(仮称)あかし文化遺産保存活用協議会」の設置を含めた横断的な体制づくりを進める。

また、市民団体やボランティアの活発な活動が特徴的な明石市にあっては、これまでの活動の一層の発展を期待して、ボランティア等歴史文化の保存活用への貢献者に対する顕彰制度を確立する。

加えて、市民が歴史的建造物の保存と活用の取り組みを手掛けることが可能となるよう、市民向けの相談窓口を設置する。

#### **⑤歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりを進める**

明石市では、地域防災計画に文化財の被災時の条項が盛り込まれていない。阪神淡路大震災を経験した自治体として、歴史文化遺産を災害から守るために、地域防災計画における被災時対応の条項を追記する。また、歴史文化遺産の防災、防犯を目的とした文化財パトロールを拡充する他、文化財所有者が設置する防災設備への支援を行う。



## 第5章 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの進め方

### 1. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本地域計画の目標を実現するために計画の各方針に基づく取り組みを着実に進めていくことが必要である。そこで、4章で示した5つの方針に基づく事業計画を定めることとする。本地域計画における事業はその目的や目指す方向性を分かりやすく示して、各主体の認識・共有化を図ると同時に、各事業の点検・見直し等を通じたP D C Aサイクルを構築し、さらなる効果促進を図ることが必要とされる。そこで、各事業の数値目標としてのK P I（重要業績評価指標）※<sup>1</sup>を表5-1のとおり設定する。

なお、K P Iの目標年次は、「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次明石市長期総合計画)」の計画期間の前期3年間に對応して令和6年度(2024)と設定するが、令和6年度(2024)時点で進捗状況の点検と効果検証を行った上で、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

表5-1 施策展開に向けたK P I（重要業績評価指標）

方針	措置※ <sup>2</sup>	指標	目標値(2024年度)
方針1	(1)生涯学習機会の充実	高齢者大学専攻コース	継続
	(2)歴史文化コーディネーターの育成	育成コーディネーター数	期間中6人
	(3)学校への出前授業の実施	出前授業数	年間2校
	(4)歴史文化教材の開発	副読本・マップ開発	作成
	(5)教材開発・指導者の研修会の開催	研修会開催数	年1回
方針2-1	(6)指定等文化財及び周辺の調査	調査件数	年1件
	(7)市史の編さん	市史編さん冊子の刊行	年1冊
	(8)生活文化に関わる調査	調査実施数	年1件
	(9)生業に関わる調査	調査実施数	年1件
	(10)建造物に関わる調査	調査実施数	年1件
	(11)近代化遺産調査	調査実施数	年1件
	(12)町並み調査	調査実施数	期間中1件
	(13)史料調査	調査実施数	期間中1件
	(14)文化財データベースの作成・更新	データベース更新	2年に1回
	(15)文化財への指定等	指定等件数	年2件
	(16)指定文化財等の環境整備	環境整備件数	年1件
	(17)史跡明石城跡保存活用事業	保存活用整備事業	期間中3件
	(18)旧波門崎燈籠堂の環境整備	環境整備	期間中一部完了
方針3-1	(24)修理・修復等の財源確保・支援	修理等支援数	年2件
	(26)国際交流・地域間・広域交流	連携事業数	年1件
	(27)歴史文化観光のコンテンツ拡充	コンテンツ拡充	期間中2回
方針3-2	(32)文化博物館常設展示の拡充	展示の拡充	期間中拡充
	(33)地域の歴史文化遺産の明示	説明版の設置	年2箇所
	(34)シンポジウム等の開催	シンポなどの開催	年1回
	(35)歴史まち歩きの開催	歴史まち歩きの開催	年1回
方針4	(39)部局間連携による地域づくり	連携事業数	年1件
	(40)歴史文化遺産保存活用体制の構築	協議会の開催	年1回以上
	(41)顕彰制度の確立	制度の確立	期間中確立
方針5	(43)地域防災計画の文化財防災	地域防災計画への条項追記	期間内完了
	(44)文化財パトロールの拡充	地域単位のパトロール数	年1地区
	(45)防災設備設置への支援	防災設備支援数	年2件

※1：K P I（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

※2：同指標を実現するために実施する主な事業。次ページ以降の各事業計画一覧表の事業番号に対応

## 2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

明石市における多様な歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けて、5つの基本方針毎に、市民やまちづくり協議会などの団体、研究者やヘリテージマネージャーなどの専門家ならびに文化財部局のみならず明石市の関係各部署や兵庫県、国との連携により、それぞれの措置（取り組みや事業）を次のように設定する。

### （1）基本方針1 歴史文化遺産を担う人づくりを進める

明石市の人口は、これまでの10年間で29万人超で推移しており、未就学児を中心とした子どもと20代から30台の子育て層を中心とした新たな住民の流入にある。

このため、小中学校生徒を対象に幅広い歴史文化学習を進め、将来の明石市の歴史文化遺産を担う人づくりを進める。

表5-2 歴史文化遺産を担う人づくりを進めるための措置

No.	事業名・事業内容	財源※1	主な取組主体※2	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)	予定 (令和8～13年度)
1	<b>生涯学習機会の充実</b> 明石市立高齢者大学校あかねが丘学園における地域資源に関わる専攻コースを継続すると共に、幅広く生涯学習機会を充実される	市費	明石市生涯教育関連部局 専門家・市民	継続				→
2	<b>歴史文化コーディネーターの育成</b> 小中学校等における歴史文化遺産を対象とした体験授業の企画・運営・指導を担うコーディネーターを生涯学習との連携により地域人材として育成する	市費	明石市生涯教育関連部局 専門家・市民		新規			→
3	<b>学校への出前授業の実施</b> 高齢者大学修了者等の地域人材による学校への出前授業の実施により、次世代を担う子どもたちに地域の歴史文化を学ぶ機会を提供する	市費	明石市生涯教育関連部局 団体・市民		新規			→
4	<b>歴史文化教材の開発</b> 子どもたちに明石の歴史文化を伝えることを目的として小中学校等におけるふるさと学習の副読本となる教材や歴史文化遺産マップを開発する	市費	明石市文化財部局専門家		新規			→
5	<b>教材開発者や指導者の研修会開催</b> 子どもたちにふるさとを伝える教材開発や指導に関わる市民・教員等を対象とした研修会を開催して、明石の歴史文化に関わる人材の継続学習機会を提供する	市費	明石市学校教育関連部局 専門家・市民		新規			→

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。

以下、表5-3～表5-7についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。

## (2) 基本方針2 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

歴史文化遺産の把握—公開—保存—活用のサイクルに基づき、歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、計画的に調査を進め、その成果も踏まえ、多様な保存事業を推進する。

### ①基本方針2-① 歴史文化遺産に関する調査を計画的に進める

指定等文化財の学術調査及び市民の暮らしに関わる歴史文化遺産に関する調査を行政、市民、団体、専門家が協働して計画的に進める。

表5-3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置  
【歴史文化遺産に関する調査を計画的に進める】

No.	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	予定			
				1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)
6	<b>指定等文化財及び周辺調査</b> 遺跡や武家屋敷跡の発掘調査、学術調査等を継続して進め、指定等文化財および周辺の価値の解明を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 専門家	継続			
7	<b>市史の編さん</b> 明石の歴史文化について幅広く知ることができる市史編さん作業を継続すると共に、その成果を冊子で定期的に発信する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続			
8	<b>生活文化に関わる調査</b> 布団太鼓、地蔵盆、食文化などの身近な生活文化に関わる歴史文化遺産調査について、調査テーマを設定して計画的に進める	市費	明石市文化財部局 市民、団体 専門家	継続			
9	<b>生業に関わる調査</b> 農業、漁業、酒造業など明石の特性となっている生業を対象とした調査を市民や団体等が中心となって計画的に進める	市費	明石市産業関連部局 市民・団体 専門家	継続			
10	<b>建造物に関わる調査</b> 近代和風住宅や学校など近代の歴史文化の魅力を構成している建造物調査を市民や団体等が中心となって計画的に進める	市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規	
11	<b>近代化遺産調査</b> 近代に花開いた明石の歴史文化の特性に鑑み、近代化遺産を対象として市民や団体が中心となって計画的な調査を進める	市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規	
12	<b>街並み調査</b> 西国街道沿いや林崎漁港周辺など、特徴的な町割りを示す街並みの実態を把握するため、市民や団体等が中心となって街並み調査を進める	市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 市民・団体・専門家			新規	
13	<b>史料調査</b> 社寺や歴史的建造物の蔵などに保管されている史料が散逸しないよう、計画的に調査を実施して、史料整理を進める。	市費	明石市文化財部局 市民・団体・専門家			新規	
14	<b>文化財データベースの作成・更新</b> 各種把握調査等結果は明石市の歴史文化を伝える基礎となるデータベースとして作成し定期的に更新する	市費	明石市文化財部局	継続			

## ②基本方針 2－② 歴史文化遺産の保存事業を拡充する

歴史文化遺産を確実に次世代に継承するため、歴史文化遺産の保存の措置を進める。また、歴史文化遺産の保存事業を拡充すると共に、修理・修復への支援や財源確保の方策を検討する。

表 5-4 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置

【歴史文化遺産の保存事業を拡充する】

No.	事業名・事業内容	財源	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)	予定 (令和8～10年目) 13年度
15	<b>文化財への指定等</b> 指定等文化財及び周辺地域の指定拡大、未指定文化財の指定・登録などの保全方策を拡充する	市費	明石市文化財部局 専門家	継続 ↔				
16	<b>指定文化財等の環境整備</b> 指定文化財等の価値や魅力を体験できるよう、見学ルート確保や説明板設置等文化財及び周辺環境整備を進める	市費	明石市文化財部局 専門家	継続 ↔				
17	<b>史跡明石城跡保存活用整備</b> 県立公園として保存・活用されている史跡明石城跡の保存整備事業を兵庫県と協働して進める	国費 県費	兵庫県文化財部局 兵庫県公園部局 明石市文化財部局	継続 ↔				
18	<b>旧波門崎燈籠堂の環境整備</b> 旧波門崎燈籠堂周辺のフェンスの再設置や園地化等の環境整備等県港湾部局と協働して計画的に進める	国費 県費 市費	兵庫県港湾関連部局 明石市港湾関連部局 明石市文化財部局	新規 ↔				
19	<b>船上城跡の環境整備</b> 近世の歴史を物語る船上城跡の本丸跡と推定されている高台の保存や見学ルートなどの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局					新規 ↔
20	<b>重要建造物等の保存</b> 明石の歴史文化を表す城下の商家、近代洋館建築の安藤家、瓦生産業を示す煙突、路傍に残る五輪塔等の保存を進める	市費 団体費	兵庫県景観部局 明石市文化財部局 企業・まちづくり団体					新規 ↔
21	<b>漁港街並み関連建造物の保存</b> 林崎漁港などの街並みの面影を残す建造物を、文化財保護法、景観法などの各種法的な枠組を活用して保存の措置を進める	市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 専門家・団体					新規 ↔
22	<b>歴史文化遺産管理の仕組みづくり</b> 無住の神社や所有者不明の歴史文化遺産の管理を市民と協働で進めるための仕組みづくりを検討する	国費 県費 市費	明石市景観関連部局 明石市文化財部局 専門家・団体 所有者					新規 ↔
23	<b>布団太鼓の公開の場の設定</b> 布団太鼓を公民館等で一堂に鑑賞できる場を設定するなど、市民にその魅力を発信すると共に、保管太鼓の公開を促進する	市費	明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規 ↔
24	<b>修理・修復等財源確保・支援</b> 修理・修復等に関わる財源を確保した上で、祭礼に関わる山車や道具類他建造物等の修理・修復等への支援に取り組む	国費 県費 市費	明石市文化財部局 団体、専門家 市民	継続 ↔				
25	<b>食文化の把握調査・魅力発信</b> 海の幸や海と陸の交流により生まれた明石の食文化の魅力について、食文化把握調査の結果も踏まえ、多様な情報発信を行う	国費 県費 市費	明石市観光関連部局 専門家・団体					新規 ↔

### (3) 基本方針3 歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

明石の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、観光に関わる多様な取り組みを展開すると共に、歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民と協働で進めていく。

#### ①基本方針3-① 歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開する

歴史文化観光に関連して、ホームページにおけるコンテンツの拡充や地域間交流、広域交流の推進により、明石市歴史文化周遊観光の設定などの多様な取り組みを展開する。

表5-5 歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための措置  
【歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開する】

No.	事業名・事業内容	財源 <sup>※1</sup>	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定(令和5年～令和10年目)
				(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年～令和13年度)
26	<b>国際交流・地域間・広域交流</b> 特色ある観光資源を有する明石市の特性を生かし、姉妹都市との国際交流、地域間観光交流、淡路島等との広域交流を推進し明石の歴史文化の魅力を発信を広げていく	国費 県費 市費	兵庫県交流関連部局 明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
27	<b>歴史文化観光のコンテンツ拡充</b> ホームページ等で歴史文化観光情報をこれまでと同様、継続して発信すると共に、「歴史のまち」としての魅力を十分に伝えるよう、コンテンツを拡充する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	継続				
28	<b>ガイダンス機能の拡充</b> 歴史文化遺産のガイダンス機能を拡充すると共に、その展示の場の確保、説明板の整備などの歴史文化遺産魅力発信方策を拡充する	国費 県費 市費	兵庫県公園部局 明石市文化財部局 明石市観光関連部局 団体					新規
29	<b>歴史文化遺産のネットワーク化</b> 歴史文化遺産を関連文化財群としてそのテーマを提示し、遺産間の関連性を明示する冊子の作成、案内板での表記など、歴史文化遺産のネットワーク化を進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体					新規
30	<b>歴史文化周遊観光</b> 市内の歴史文化遺産を周遊してその魅力をすべての市民のみならず来街者にも体験可能であるように、タコバス等公共交通利用を含め、周遊ルートの設定などを進める	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市都市計画部局 明石市文化財部局 団体、専門家 市民					新規
31	<b>歴史文化遺産周辺の環境整備</b> 歴史文化遺産の観光等を促進するため、歴史文化遺産周辺の駐車場等整備や幅員の狭い道路等における自転車利用の誘導などのハード、ソフトの環境整備を進める	国費 県費 市費	明石市都市関連部局 明石市観光関連部局 専門家・団体					新規

## ②基本方針 3-② 歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働する

市内地域毎に特色ある歴史文化を継承している明石市の特性を活かし、各地域の歴史文化遺産が核となるまちづくりを推進する。

表 5-6 歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための措置  
【歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働する】

No.	事業名・事業内容	財源 <sup>*1</sup>	主な取組主体	1年目 (令和4年度)	2年目 (令和5年度)	3年目 (令和6年度)	4年目 (令和7年度)	予定 (令和8~13年度)
32	<b>文化博物館常設展示の拡充</b> 明石の歴史文化を総合的に情報発信すると共に来訪者がその価値を学ぶことができるよう、文化博物館の常設展示を拡充する	国費 市費	明石市文化財部局	継続				
33	<b>地域の歴史文化遺産の明示</b> 市内各地域に今も残されている城の外堀、街道の道標や駅家などの存在を市民や来街者に明示するための方策としてマップ作成や説明板設置等を実施する	国費 県費 市費	明石市観光部局 明石市文化財部局 団体	継続				
34	<b>シンポジウム等の開催</b> 歴史文化に関わるシンポジウム等を継続的に実施し、市民が明石の歴史文化を学ぶ機会を提供すると共にわがまちへの誇りと愛着を醸成する取り組みを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光部局 団体	継続				
35	<b>歴史まち歩きの開催</b> 市内各地域の歴史文化を市民が体感できるよう、地域のまち歩きを定期的に開催し、歴史文化を核としたまちづくりのファンを増やしていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市生涯学習部局 団体	継続				
36	<b>織田家史料の展示・公開</b> 織田家に残る貴重な歴史史料を把握・整理した上で、広く市民や来訪者に展示・公開する施設を整備する	市費	明石市文化財部局					新規
37	<b>地域の歴史文化遺産の活用</b> 長屋門付農家、瓦工場の煙突、登り窓など地域の歴史文化を特徴づける建造物を公開・活用することで歴史文化遺産を核としたまちづくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市観光関連部局 団体					新規
38	<b>建造物等の公開</b> 登録文化財などの歴史的建造物を中心に。地域のまちづくりの核となるよう、所有者の同意を得て、公開に向けた取り組みを進めていく	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 明石市観光部局 団体					新規
39	<b>部局間連携による地域づくり</b> 文化財分野、街づくり分野、産業分野、福祉分野等府内の多様な部局間連携により都市景観形成重要建造物の活用など歴史文化遺産を核とした地域づくりを進める	国費 県費 市費	明石市文化財部局 明石市関連部局	継続				

#### (4) 基本方針4 歴史文化遺産保存・活用のための体制を構築する

明石の歴史文化遺産を保存・活用するための体制構築や顕彰制度の確立、市民相談窓口を設置する。

表5-7 歴史文化遺産保存・活用のための体制を構築するための措置

No.	事業名・事業内容	財源 <sup>*1</sup>	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定 (令和 5 8 10 13 年 度)
				(令和 4 年 度)	(令和 5 年 度)	(令和 6 年 度)	(令和 7 年 度)	
40	<b>歴史文化遺産保存活用体制の構築</b> 行政、専門家、団体、市民ならびに府内各部局が参画する「(仮称)あかし文化遺産保存活用協議会」を組織化して、体制づくりを構築する	市費	明石市各部局 専門家 団体 市民			新規		
41	<b>顕彰制度の確立</b> 歴史文化の保存活用に貢献した市民や団体、ボランティア活動などを顕彰する制度を確立し、今後の市民活動の幅を広げる	市費	明石市文化財部局			新規		
42	<b>市民相談窓口の設置</b> 市民が歴史的建造物等の保存や活用に取り組むことができるよう、市民向けの各種相談を受ける窓口を設置する	国費 県費 市費	明石市各部局 団体					新規

#### (5) 基本方針5 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりを進める

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財パトロールや防災設備設置支援などの仕組みづくりを進める。

表5-8 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりのための措置

No.	事業名・事業内容	財源 <sup>*1</sup>	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定 (令和 5 8 10 13 年 度)
				(令和 4 年 度)	(令和 5 年 度)	(令和 6 年 度)	(令和 7 年 度)	
43	<b>地域防災計画の文化財防災</b> 阪神淡路大震災を継承するため、明石市地域防災計画に、災害時の歴史文化遺産に関する条項を追記し、文化財防災への対応を図る	市費	明石市防災部局	新規				
44	<b>文化財パトロールの拡充</b> これまで進めてきた文化財防火データの取り組みを継続するだけでなく、地域単位で市民による文化財パトロールを進める	市費	明石市防災部局 明石市文化財部局			新規		
45	<b>防災設備の設置への支援</b> 歴史文化遺産を災害や火災から守るため、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行う	県費 市費 団体費	明石市文化財部局 明石市景観関連部局 団体			新規		

